

# 刑法性犯罪規定改正の意義



弁護士

おおた けいこ  
太田 啓子

## 1 刑法改正の意義

2023年6月16日、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律と、性的姿態撮影等処罰法が成立し、一部の規定を除いて、7月13日から施行されている。2017年の刑法性犯罪規定改正に続く極めて重要で本質的な改正である。

刑法はもともと1907年（明治40年）に成立したもので、性犯罪規定について、その当時の規定のまま2017年まで抜本的な改正は無かった。現実には性暴力に遭ったり、性暴力被害を怖れている女性達の誰1人も議員にいなかった時代にできた法律である。男性達のみによって選ばれた男性議員達だけで作った性犯罪規定は、被害者からみた性暴力のリアリティを反映したものではなかった。

性暴力の本質は、相手の同意がない性的行為をすること、性的自由の侵害である。しかし、同意がない性的関係を強要され、性的自由の侵害があるのに、刑法の条文の定めにあてはまらないために刑法上の責任を問うことができないということ

はしばしば起きてきた。社会のあちこちに、無数の、性暴力被害に苦しんできた人達がいて、その声が形となり、2017年の改正と、それに続く2023年の改正が実現した。精力的に議員にロビイングし、改正を牽引してきた運動体には心から敬意を表す。

以下改正内容について具体的に述べる。

## 2 2017年刑法改正の内容

2017年改正前の刑法では、①「暴行又は脅迫」を用いて ②13歳以上の女性を ③「姦淫」することを「強姦罪」として処罰していた。また、「暴行又は脅迫」が無くても、④「心神喪失若しくは抗拒不能」に乘じ、又は「心神喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて」て性交わいせつ行為をした場合には、「強姦罪」・「強制わいせつ罪」と同じように処罰されていた。

①「暴行又は脅迫」は、「被害者の抵抗を著しく困難にするほどに強度なもの」と解されていたため、そのような「暴行又は脅迫」が存在しない

性被害では、「強姦罪」を適用できなかった。実際には被害者は、物理的には軽微な有形力の行使であっても生命の危険を感じ、固まってしまって（フリーズ）抵抗などできず被害に遭うということもしばしばあるし、また、加害者が自分より優越的な、強い影響力を持つ者（親、教師、スポーツのコーチ）などの場合、「暴行又は脅迫」などなくても、同意しない性交を拒否することはできず、そのような優越的な地位に乗じて性暴力をふるうというのはむしろ性暴力の典型的なパターンである。それでもそれだけでは「暴行又は脅迫」がないとか、「抗拒不能」とまではいえないという理由で、「強姦罪」「準強姦罪」に問うことはできなかった。

②13歳未満であれば、「姦淫」すれば手段を問わず「強姦罪」に問うことができたが、「13歳以上」になると、性交同意能力があるとみなされ、「暴行又は脅迫」がなければ「強姦罪」として処罰することはできなかった。実際には13歳などまだ幼く、中学生の性被害を「強姦罪」として処罰できない不合理な事案が多くあった。

③「姦淫」は「女性器に男性器を挿入すること」なので、男性器を口や肛門に挿入されてもそれは「強姦罪」ではなく、より法定刑が軽い「強制わいせつ罪」に留まっていた。女性器をもたない男性の性被害については、「強姦罪」は成立し得ず、これも「強制わいせつ罪」に留まっていた。しかし、「男性器を口や肛門に挿入された」ことの被害を「男性器を女性器に挿入された」ことより軽く捉えるなどというのは、被害者が被る苦痛の大きさは変わらないことからすれば不合理だった。

④「抗拒不能」は、抵抗できない状態を意味し、薬物や酒の影響や、心理的に抵抗できないということも含んでいた。しかし、「抗拒不能」が曖昧で、認定にばらつきがあることもあったし、「相手の同意がない性交だったとはいえるとしても、『抗拒不能』とはいえないから無罪」「『抗拒

不能』を被告人が認識していたとはいえ、故意の認定をできないから無罪」という事例もあった<sup>1</sup>。

以上のような、被害者目線から離れた理不尽な法律の一部が、2017年改正によって改正された。

まず、「肛門性交及び口腔性交」を、「姦淫」と同じ法定刑で処罰できるようにし、あわせて「強姦性交等罪」とされた。法定刑も、3年以上の有期懲役から5年以上の有期懲役と引き上げられた。

「監護者性交等罪」「監護者わいせつ罪」が新設され、優越的な地位に乗じて被害者の意に反する性暴力をふるうという事案の一部について、「暴行又は脅迫」が無くても処罰可能となった。

このような2017年改正も画期的だったが、暴行・脅迫要件、心神喪失・抗拒不能要件はそのまま残ったことや、性交同意年齢は13歳のままであったこと、「監護者」以外の優越的な地位に乗じる場合についての定めをどうするかなど、積み残しの課題がいくつもあった。附則において、2020年に見直しをする旨が定められており、2021年10月から、法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会の議論が開始された。被害者の声を反映するための重要な審議を経て、2023年改正がなされたという流れである。

### 3 同意のない性交を犯罪として処罰できない条文への疑問

2023年改正の解説の前に、刑法性犯罪規定が、性暴力を十分に裁くことができているのではないかと感じさせる無罪判決が続いたことに触れておきたい。2019年3月に、性暴力事件に関する無罪判決が四件出された。

このうち3月12日、福岡地裁久留米支部の無罪判決は、テキーラを飲んで酩酊状態にあった女性に性的暴行をしたとして、会社役員の男が準強姦

罪に問われた事件だった。判決では、女性が「抗拒不能」状態であったことは認めた。しかし、被告人が「そのことを認識していたと認められない」、つまり、故意がないとして、無罪を言い渡したというものである<sup>2</sup>。

2019年3月26日、名古屋地裁岡崎支部の無罪判決は、被告人が長年性的虐待してきた娘（当時19歳）に対して行った性交について、準強制性交等罪が成立するかが問われた。判決は、女性が12歳から性的な被害を受けていたことと、起訴された件についても女性の同意はない性交だったということは認定したが、「被害者が抗拒不能の状態にあったと認めるには合理的な疑いが残る」として、無罪を言い渡した<sup>3</sup>。

犯人かどうか疑わしいとか、同意があった可能性があるから無罪、というのであれば個別事案によってはそういうこともあり得るだろう。「疑わしきは被告人の利益に」という無罪推定の原則は当然重要である。

しかし、判決が、「同意がない性交だった」「抗拒不能」状態の性交だった、と認定しながらなお無罪を言い渡したというこれらの事案について、「今の法律だと、被害者の同意がないということは認定できてもなお無罪になってしまうのか」と市民感覚から違和感と疑問の声が広がったのは当然のことだと思う。

## 4 2023年刑法改正の内容

2023年改正には、「同意しない意思」という文言が入り、「同意のない性行為は犯罪である」という意味が明確となった。

改正内容は、①暴行・脅迫要件、心神喪失・抗拒不能要件を変更し、不同意性交等罪・不同意わいせつ罪に ②性交同意年齢の引き上げ ③膣・肛門へのわいせつな挿入行為を不同意性交等罪に

含めることに ④配偶者間に不同意性交等罪が成立すると明文化 ⑤性暴力目的のグルーミング罪の新設 ⑥公訴時効の見直し ⑦被害者の聴取結果を記録した録音等の証拠能力の特則 ⑧撮影罪等の新設 ⑨性的姿態の画像の没収・消去の仕組み導入 である。以下順次解説する。

### (1) 不同意性交等罪・不同意わいせつ罪

2023年改正の前には、「暴行または脅迫」を用いた場合、「心神喪失か抗拒不能」に乗じた場合にしか刑法上の性犯罪が成立しなかった。しかし、名古屋地裁岡崎支部の判決などにもみるとおり、「抗拒不能」は解釈の差が大きいところに問題があった。

改正された刑法では、「暴行・脅迫」要件、「心神喪失・抗拒不能」要件が変更された。2017年改正の議論当時の積み残し課題の大きな実現である。

被害者の心身の状態や相手との関係性等の事由により「同意しない意思の形成や表明が困難である場合」に性犯罪が成立することとなった（表1）。同意しない意志を表明することが困難とされる8つの類型として、以下が規定された。

- ①暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと
- ②心身の障害を生じさせること又はそれがあること
- ③アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること。
- ④睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること
- ⑤同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと
- ⑥予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること

表 1

## 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律

法務省  
Ministry of Justice

## 不同意性交等罪・不同意わいせつ罪(改正)

2023年(令和5年)7月13日から施行

以下の 1 または 2 によって、

性交等(※1)をした場合、**不同意性交等罪**【5年以上の有期懲役】  
 わいせつな行為をした場合、**不同意わいせつ罪**【6年以上10年以下の懲役】  
 が成立(※2)

1 ①～⑧のいずれかを原因として、

**同意しない意志を形成、表明又は全うすることが困難な状態にさせること、あるいは  
 相手がそのような状態にあることに乗じること**

- ① 暴行又は脅迫
- ② 心身の障害
- ③ アルコール又は薬物の影響
- ④ 睡眠その他の意識不明瞭
- ⑤ 同意しない意志を形成、表明又は全うするいとまの不存在 …… 例: 不意打ち
- ⑥ 予想と異なる事態との直面に起因する恐怖又は驚愕 …… 例: フリーズ
- ⑦ 虐待に起因する心理的反応 …… 例: 虐待による無力感・恐怖心
- ⑧ 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮  
 …… 例: 祖父母・孫、上司・部下、教師・生徒などの立場ゆえの影響力によって、  
 不利益が生じることを不安に思うこと

2 わいせつな行為でないと誤信させたり、人違いをさせること、又は  
 相手がそのような誤信をしていることに乗じること

1 や 2 に当たらない場合でも…

3 相手が**13歳未満の子どもである場合**、又は、  
 相手が**13歳以上16歳未満の子どもで**、行為者が5歳以上年長である場合  
 にも、不同意性交等罪や不同意わいせつ罪が成立

※1 「性交等」には、性交・肛門性交・口腔性交のほか、膣や肛門に、陰茎以外の身体の一部  
 又は物を入れる行為も含まれる。

※2 不同意性交等罪・不同意わいせつ罪は、配偶者やパートナーの間でも成立する。

出典：法務省 [https://www.moj.go.jp/keijil1/keijil2\\_00200.html](https://www.moj.go.jp/keijil1/keijil2_00200.html)

⑦虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること

⑧経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。

アルコールや薬物の影響があることを認識してそれに乗じたり、上司と部下、教授と学生等の社会的関係上の優越的な地位に乗じて性交に応じさせる場合などに処罰対象となる。このように、性犯罪の本質は同意がない性行為であるということを示すために、被害者の同意がない場合を類型化し、従前「抗拒不能」に該当するとされてきた事由を具体的に明確化したものである。抽象的な文言だった「抗拒不能」に該当するかどうかで判断のばらつきがあったことなどが今回の改正によって減ることを期待する。

ただし、同意しない意思を「全うすることが困難な状態」とはどういうことか不明確だという懸念はある。今後の実務を注視したい。

## (2) 性交同意年齢の引き上げ

性交同意年齢が今回の改正によって13歳から16歳に引き上げられた。今までの刑法では、たとえ13歳の中学生の性被害でも、「暴行」や「脅迫」があり、抵抗できないほど強いものであったということを示すことができれば、加害者を刑法で処罰することはできなかった（青少年保護育成条例違反や児童福祉法違反等が成立することはあり得た）。しかしこれからは、16歳未満への性行為は一律刑法による処罰対象になる。

ただし、同年代の合意のある性的関係について犯罪としないため、13歳以上16歳未満の場合には、「相手との年齢が5歳差以上の場合」という限定がついた。「5歳以上」という年齢差は大きすぎるのではないかという議論もある。例えば、14歳の中学生と18歳の大学生は本当に対等な関係

をもてるだろうか。そのような事案で、不同意性交等罪の8種類のどれにもあてはまらず、14歳の中学生が未熟な幼さに乗じて性交させられてしまうということはないだろうか。年齢差要件については、今後の実務を注視しながら、引き続き議論が必要だろう。

## (3) 膣・肛門へのわいせつな挿入行為の見直し

「膣若しくは肛門に身体の一部等（陰茎を除く）若しくは物を挿入する行為であってわいせつなもの」も、不同意性交等罪に含まれることとなった。たとえば手指や、アダルトグッズ等の物を膣もしくは肛門に挿入するような行為だが、これは従前、強制性交等罪より法定刑が軽い強制わいせつ罪にしか該当しなかった。この部分の改正にも、性被害者の目線で性暴力の法律上の規定を見

表 2

<b>16歳未満の者に対する面会要求等の罪(新設)</b>	2023年(令和5年)7月13日から施行
<p>16歳未満の子どもに対して、以下のいずれかの行為をした場合(※)、面会要求等の罪が成立(※)相手は13歳以上16歳未満の子どもであるときは、行為者が5歳以上16歳未満である場合</p> <p><b>1</b> わいせつの目的で、①～③のいずれかの手段を使って、会うことを要求すること 【1年以下の懲役又は50万円以下の罰金】</p> <p>① 威迫、偽計又は誘惑 …………… 例: 脅す、うそをつく、甘い言葉で誘う</p> <p>② 拒まれたのに反復 …………… 例: 拒まれたのに、何度も繰り返し要求する</p> <p>③ 利益供与又はその申し込みや約束 …… 例: 金銭や物を与える、その約束をする</p> <p><b>2</b> 1の結果、わいせつの目的で会うこと 【2年以下の懲役又は100万円以下の罰金】</p> <p><b>3</b> 性交等をする場合、性的な部位を露出した姿などの写真や動画を撮影して送るよう要求すること 【1年以下の懲役又は50万円以下の罰金】</p>	
<b>公訴時効期間の延長(改正)</b>	2023年(令和5年)6月23日から施行
<p><b>1</b> 性犯罪について、公訴時効期間がそれぞれ5年延長</p> <p>① 不同意わいせつ等致傷、強姦・不同意性交等の罪など …… 15年 → <b>20年</b></p> <p>② 不同意性交等、監護者性交等の罪 …………… 10年 → <b>15年</b></p> <p>③ 不同意わいせつ、監護者わいせつの罪 など …… 7年 → <b>12年</b></p> <p><b>2</b> 1の期間に加えて、被害者が18歳未満の場合は、被害者が18歳に達する日までの期間に相当する期間を加算した期間が公訴時効期間となる。 ※ 例えば、12歳児の不同意性交等の被害の場合、時効完成は、21年(15年+6年)後となる。</p>	
<b>聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則(新設)</b>	2023年(令和5年)12月までに施行予定
<p>性犯罪の被害者等の供述を録音・録画した記録媒体は、次の条件をいずれも満たす場合に、証拠とすることができる。この場合、裁判所は、尋問の機会を与えなければならない。</p> <p>① 供述が、一定の措置(※)が特に採られた状況の下でされたものであると認めるとき (※)・供述者の特性に応じて不安・緊張を緩和することなど十分な供述をするために必要な措置 ・供述者の特性に応じて誘導を避けることなど供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置</p> <p>② 聴取に至るまでの状況その他の事情を考慮して相当と認めるとき</p>	

出典：法務省 [https://www.moj.go.jp/keijil/keiji12\\_00200.html](https://www.moj.go.jp/keijil/keiji12_00200.html)

直すという性質が表れている。

#### (4) 配偶者間にも不同意性交等罪が成立することの明文化

従前から、明文がなくても、配偶者間にも強姦罪／強制性交等罪が成立し得なかったわけではない。しかし実際には、相手の同意がない性交等、わいせつ行為は夫婦間でしばしば起きているが、立件されることはほとんどない。

離婚事案ではしばしば、夫が、妻の同意がない性交を強要している性的DVについて聞く。例えば「夫はいつも私が眠っている時に無断でセックスしてくる」という妻からの相談を聞いたこともある。証明のハードルはあるものの、「④睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること」にまさにあてはまる状況だ。

同意がない性交・わいせつ行為は、夫婦関係であっても性暴力であり犯罪にも該当し得るという認識はまだ社会全体に乏しいと思う。条文に明文化したことによるアナウンス効果にも期待したい。

#### (5) グルーミング罪の新設

性交等又はわいせつな行為をする目的で子どもを手なずけ、懐柔する行為(いわゆるグルーミング行為)に係る罪が新設された。非常に画期的な改正である。グルーミング行為とは、子どもに接近して信頼を得て、その罪悪感や羞恥心を利用するなどして関係性をコントロールする行為をいう。

法務省の「性犯罪に関する刑事法検討会」の取りまとめ報告書では、グルーミングは3つのケースに分類されると整理されている。

##### ① オンライン上のグルーミング

SNS等を通じて徐々に子どもの信頼を得た上で、会う約束をするなどして性交に及ぶ類型

##### ② 子どもと近い関係にある者によるグルーミング

もともと近い関係にある者が、肩をもむといった行為から始め、断りにくくさせた上で徐々に体に触れる類型

##### ③ 近い関係にない者によるグルーミング

子どもと面識のない者が公園等で子どもに声を掛けて徐々に親しくなる類型

子どもが性被害に遭う場合には、暴行や脅迫を手段によるものばかりでなく、むしろこのようなグルーミングが先行していることが非常に多い。例えば法制審議会では以下のような指摘があった。

「子供の場合、ゲームのカードをあげるよであ

るとか、課金を使わせてあげるよと誘い込まれての被害というものも多いですし、ツイッター、インスタグラムなどで家出の願望がある子供たちに泊まる場所を提供すると持ち掛けるであるとか、あるいは風俗の仕事を持ち掛けるといったようなことから、被害に遭うということも多いと感じております。特に最近では、インスタグラムなどのSNSを利用して、家族との葛藤などを吐露している中学生や高校生の子供などに、風俗業の関係者がオンラインで近づき、相談に乗り、周囲から切り離して家出を誘発して、最終的にわいせつな行為をするであるとか、だます形で風俗の仕事に就かせるといった形も、現れてきております。』<sup>5</sup>

このように、若年層に対する性加害の実態をみると、性加害そのものの前にグルーミングを経ていることが多いという深刻な実態があるにもかかわらず、今まではそのグルーミング行為そのものを処罰することはできず、グルーミング行為は野放し状態であった。

グルーミングは、性犯罪の予備罪（予備行為）という性質がある。殺人予備罪や強盗予備罪は処罰されるのに、子どもへの性加害の予備行為を処罰することができなかった。今回の改正でそれが可能となった。

具体的には、16歳未満の者に対して、以下が処罰対象とされることとなった（ただし、13歳以上16歳未満の者に対する行為については、行為者が5歳以上年長の者である場合に限る）。

(1) わいせつの目的で、威迫、偽計、利益供与等の不当な手段を用いて、面会を要求する行為

(2) (1)の結果、わいせつの目的で、面会する行為

(3) 性交等をする姿態、性的な部位を露出した姿態などをもってその写真や動画を送るよう要求する行為

(1)及び(2)の行為の結果、実際に性的行為に及んだ場合には不同意わいせつ罪又は不同意性交等罪が成立し得ることとなる。

従来であれば、面会した結果現実に性被害にあってはじめて犯罪が成立するというものであったところ、わいせつ目的で面会をした時点、更には面会を要求した時点で犯罪が成立することとなる。性的な部位を露出した姿態の写真や動画なども、実際に送らせるに至らなくても、「送るよう要求する」だけで犯罪となる（表2）。子どもへの性犯罪の予備行為としてのグルーミングが横行する実態を踏まえ、極めて重要な改正である。これを積極的に利用した摘発を期待したい。

## (6) 公訴時効の見直し

従来、強制性交等罪の公訴時効は10年、強制わいせつ罪は7年で、この期間を過ぎたら加害者に刑事罰が科されることはなかった。

しかし、性暴力被害者の精神的苦痛は長く続き、トラウマ反応などで、長期間にわたり、刑事処罰を求める動きをとることさえできないことも多い。幼少期の被害であれば、何十年も経って大人になってからようやく、自分がされたことは性被害だったと認識することも多い。

このような被害者の実態を踏まえると公訴時効が短すぎるという指摘を受け、2023年改正では、不同意性交等罪の控訴時効は15年、不同意わいせつ罪の公訴時効は12年と5年延長された。公訴時効は、被害に遭った時から進行するが、被害に遭ったのが18歳未満の時は、18歳になった時から進行する（表2）。

前進ではあるものの、それでも不十分だという指摘もある。一般社団法人Springの調査<sup>7</sup>によれば、「挿入を伴う被害」において、被害後すぐに「被害」だと認識できなかった件数は、回答1274件中810件（63.6%）。「被害」だと認識できなかった件で被害の認識までにかかる年数は、平均7.48年、最小は1年以内、最大は42年であった<sup>6</sup>。専門家相談に至るまでの年数は、平均約10～16年であった<sup>7</sup>。このような実情を踏まえれば、被害

者がより早く、安心して声をあげられるようにする支援の充実もはかりながら、公訴時効のありようについても議論が継続されるべきだと考える。

## (7) 被害者の聴取結果を記録した録音等の証拠能力の特則

刑事裁判では、法廷外の供述は原則として証拠とすることができない。(証拠能力についての「伝聞法則」)。このような法廷以外の場所でなされた供述は、弁護人が証拠とすることに同意しない限り、証拠とすることができない。この伝聞法則には例外規定がいくつかあり、2023年の改正により、刑事訴訟法に、新たな伝聞例外規定が創設された。

これにより、性犯罪被害者の供述やその状況を録音・録画した記録媒体について、その供述が一定の措置が採られたもとでなされた場合には、当該記録媒体を取り調べた後、訴訟関係人に対し、聴取対象者を証人として尋問する機会を与えることを条件として、証拠能力が認められることとなった(表2)。

性犯罪被害者が声を上げた時に被る精神的打撃を考慮した改正である。

## (8) 撮影罪の新設

2023年改正の大きな目玉に「撮影罪」の創設がある(性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の成立)。

今まで、盗撮行為の処罰は、都道府県迷惑防止条例で対応されることが多かった。どの都道府県でも、衣服等で覆われている下着や体に対する盗撮行為は取り締まりの対象だが、条例によって適用範囲があった。例えば、「公共の場所(道路・公園・駅など)」と「公共の乗り物(自動車・電車内など)」で発生した盗撮だけが取り締まりの対象とされ、私有地である自宅や会社等の更衣室、

タクシー内での盗撮被害などは対応できない条例もある。また、条例によって罰則の違いも大きかった。同じ行為でありながら、都道府県によって処罰対象とできるかが異なったり罰則が違うのは理不尽である。また、移動中の航空機内でCAが盗撮被害に遭った場合などは、どの都道府県の条例を適用すればいいかを特定できず立件できないという問題もあった。

軽犯罪法第1条23号は「正当な理由がなくて人の住居、浴場、更衣場、便所その他人が通常衣服をつけないでいるような場所をひそかにのぞき見た者」を処罰するので、盗撮は軽犯罪法違反に問うこともあり得た。

しかし、例えば学校の教室で教師が同僚教師のスカートの中を盗撮するような事例では軽犯罪法は適用できない。そして、「公共の場所(道路・公園・駅など)」と「公共の乗り物(自動車・電車内など)」で発生した盗撮のみを処罰対象とする条例がある地域では条例も適用できない。このようなことは、「盗撮罪」などという形で盗撮そのものを正面から禁じた法律がないという法の不備に起因していた。盗撮は被害者に深刻な精神的苦痛を与えるにも関わらず、極めて軽く扱われてきたのである。

多数横行する盗撮被害の現状をみれば、盗撮という犯罪行為をようやく正面から処罰する法律ができたことは遅きに失したといえるが、極めて重要である。

## (9) 性的姿態の画像の没収・仕組みの導入

性犯罪では、被害に遭った際の性的姿態が撮影されることも多く、ネット社会ではそれが容易に拡散されることが懸念される。このことから、本改正では、性的姿態の画像を没収し、検察官がそれらの画像を消去できる仕組みが導入された。

## 5 まとめ

一連の改正の流れは、性暴力とはどのようなものなのか、どういう行為を法は処罰すべきなのかを、被害者の目線を踏まえて規定しなすという歴史的な意義があるといえる。性暴力を無くすためには、法律の適正な運用と社会全体への周知、加害を生まないための教育含めあらゆる施策、性暴力を軽視するメディアの表象の問題を問うことなど様々な観点が必要だ。性暴力を無くしたいと考える人が、それぞれの持ち場で少しでも声をあげ続けてほしいと願うものである。

### 脚注

1 ゴルフ練習場経営の男性（65）が、ゴルフ指導を口実に教え子の女性（当時18）をホテルに連れ込んで、心理的に抵抗できない状態にして強姦した（準強姦）とされる事件では、不起訴とされたあと検察審査会が起訴議決して強制起訴した後、地裁・高裁とも無罪判決とし、最高裁でも無罪判決が確定という経過をたどった。第一審・鹿児島地裁判決は「刑法は、真意に基づく承諾を伴わない性交の全てを準強姦罪で処罰しようとはしておらず、相手方の性的自由に対する侵害の程度が強姦罪と同程度に高いといえる心神喪失又は抗拒不能によって、相手方が性交を拒否しなかった場合に限って、準強姦罪の成立を認めている」「被害者が抗拒不能状態であったことの合理的な疑いを超える証明はできていない」「仮に、被害者が抗拒不能状態であったとしても、被告人がそのことを認識したという証明はできておらず、被告人の故意を認めることはできない」として無罪判決を言い渡した（平成26年3月27日）。高裁判決（平成26年12月11日）も、被告人は女性が抵抗できない状態だと認識していなかった可能性があるとし、一審・鹿児島地裁の無罪判決を支持した。相手の意思には反する性的関係でも男性がそれを認識していなかったということで「故意がない」として、刑事責任を問われなかった例である。18歳の女性が、お世話になってきた65歳のゴルフコーチとの性交に同意しているなどと思い込めること自体、あまりに厚顔であるが、より厚かましく「相手の同意がある」と思い込める者ほど、故意がないから刑事責任を問えないということになってしまうという典型的な事案であった。

- 2 その後、福岡高裁は一審判決を破棄し、懲役4年の有罪判決。最高裁は上告を破棄し高裁判決が確定。本件は被告人が被害者に飲酒させたわけではなかったこと、乱交目的のメンバーが多数いたいわゆる「ヤリサー」で起きたことなど特殊性がある事案ではあった。
- 3 その後、名古屋高裁は一審判決を破棄し、懲役10年の逆転有罪。最高裁は上告を破棄し、二審判決が確定した。
- 4 第14回性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ（令和2年3月30日）資料11  
<https://www.moj.go.jp/content/001318165.pdf>
- 5 法制審議会刑事法（性犯罪部会）第7回 斎藤梓委員発言  
<https://www.moj.go.jp/content/001374380.pdf>
- 6 一般社団法人 Spring「性被害の実態調査アンケート結果報告書①～量的分析結果」51頁  
<http://spring-voice.org/wp-content/uploads/2020/12/%E3%82%A2%E3%83%B3%E3%82%B1%E3%83%BC%E3%83%88%E5%88%86%E6%9E%90%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8%EF%BC%91.pdf>
- 7 6と同じ 23頁

おおた けいこ 2002年弁護士登録（湘南合同法律事務所）。離婚事件等家事事件を多く扱う。著書に「これからの男の子たちへ『男らしさ』から自由になるためのレッスン」（大月書店）